

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 栗原収

記

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査実施日 令和5年9月29日

3 監査の方法

足利市監査基準に準拠し、あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会（両毛メート）	令和4年度（一財） 両毛地区勤労者福祉共済会事業費補助金 17,013,000円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務については、おおむね適正に執行されたものと認められた。